

山口県読売駅伝 2016

申込締切

1月12日

1. 主催 山口県 山口陸上競技協会 読売新聞社 スポーツ報知西部本社
2. 共催 萩市 長門市教育委員会 美祢市教育委員会 山口市
3. 後援 公益財団法人山口県体育協会 萩市教育委員会 長門市 美祢市 山口市教育委員会
KRY山口放送
4. 主管 山口陸上競技協会
萩市陸上競技協会 長門市陸上競技協会 美祢市陸上競技協会 山口市陸上競技協会
5. 協力 日赤山口県支部
6. 日時 平成28年2月7日 (日)
・監督会議 2月6日(土) 15:30 サンライフ萩多目的ホール
・開会式 2月6日(土) 16:30 サンライフ萩多目的ホール
・出発 2月7日(日) 9:30 萩市民体育館前出発
・閉会式 2月7日(日) 14:00(予定) 維新公園陸上競技場
7. コース 萩市⇒長門市⇒美祢市⇒山口市(維新公園陸上競技場) 67.6km

◆ 中継所および区間距離・通過予定時刻

区	走行区間(中継所)	距離	予定時刻
1	萩市民体育館 → 白水小学校前	4.2	9:43
2	白水小学校前 → 三見市P	4.5	9:58
3	三見市P → 宗頭文化センター	7.1	10:21
4	宗頭文化センター → 半田バス停	10.5	10:55
5	半田バス停 → 秋芳洞バスセンター前	13.6	11:37
6	秋芳洞バスセンター前 → 定住センター前バス停	12.9	12:19
7	定住センター前バス停 → 前畑公民館前	6.2	12:38
8	前畑公民館前 → 維新公園陸上競技場	8.6	13:04

8. 参加資格およびチーム編成
 - (1) 平成27年度山口陸上競技協会に登録している競技者であること。
 - (2) チームは市・郡単位とし、当該市登録者で編成。役員2名、選手12名以内とする。同一市・郡から2チーム以上の出場も認める。
 - (3) 一般の出場は、登録陸協の市・郡からとする。ただし登録陸協の承認を得た者に限り、勤務地、実家所在地又は出身高校所在地のいずれかの一つから出場できる。
 - (4) 大学生は、大学所在地、居住地、実家所在地又は出身高校所在地のいずれかの一つから出場できる。
 - (5) 中学生、高校生の出場は学校所在地からとする。ただし、学校所在地の陸協の承認を得た者に限り居住地又は実家所在地から出場できる。

9. 申込方法 (1) 申込期日 平成28年1月12日(火) 必着

- (2) 参加料 1チーム:10,000円

- (3) 郵送及び振込先

〒753-0815 山口市維新公園4丁目4番
維新百年記念公園陸上競技場内
(財)山口陸上競技協会 事務局

口座番号 01360=3=100794

振込先 一般財団法人山口陸上競技協会

振込用紙に大会名、所属名・参加人数・振り込み金額を明記すること。

振込用紙(青)は郵便局備え付けを使用すること。(振り込み手数料が必要)

金融機関からの振込

ゆうちょ銀行(コード)9900(店番)139(店名)一三九店(イチサンキュウ店)

当座 0100794 振込先 一般財団法人山口陸上競技協会

- (4) 申込み方法 ※陸上山口の大会申込み方法をよく読んで申し込むこと。

- ①山口陸上競技協会ホームページより申し込み、印刷された申込書及び、参加料振込領収書コピーを必ず、まとめて郵送すること。

②山口陸上競技協会申込先アドレス yaafentry@yaaf.jp

※申込締め切り後に、『資格審査』を行うため、申込書の『所属』欄には『勤務先』を記入し、右欄の『上段:陸協登録団体名』・『下段:登録番号』も必ず記入すること。

10. 監督会議 2月6日(土) 15:30 サンライフ萩
「オーダー」を監督会議1時間前(14:30)までに1部提出のこと。
※中継所主任会議は1月23日(土) 14:00より「萩市民体育館研修室」で行う。
11. 競技規定 2015年度、日本陸上競技連盟競技規則、同 駅伝競走基準および下記各項による。
その他については、監督会議において決定する。
- (1) 競技は市・郡対抗とし、一部(6チーム)、二部(その他のチーム)に分けて実施する。一部と二部は前年度の総合成績によって分け、その上位6チームを一部に、7位以下を二部とする。
 - (2) 2チーム以上出場する場合、Aチームは前年度の総合成績により一部または二部とするが、それ以外は二部とする。ただし、補員は1部・2部共通でも認める。(Aチームとは上位チーム)
 - (3) 出走順序(最終オーダー)は、監督会議で決定する。
 - (4) 申込後の選手変更は認めない。オーダーは監督会議前迄に提出。監督会議後のオーダー変更は大会当日の8:00までに大会本部に届け出て、本部の承認を得たものに限り、登録選手の中から充当を認める。
 - (5) 競技者が途中で競技続行不可能になった場合、審判長がその状況を判断して中止を命じる。ただし、次によりチーム成績および区間記録を救済する。
 - ◆ 中止した区間の最下位区間記録に5分を加算して区間記録を認める。
 - ◆ 次区間走者は、最下位チームと同時にスタートする。
 - (6) 走者は道路の中央線より左端(原則1m以内)側を走ること。
 - (7) 各走者は、出発および中継所の通過予定時刻の30分前までに受付を完了すること。
 - (8) 出走選手は、規定のナンバーカードを胸背につけること(大会本部で作成)
 - (9) 引き継ぎ用タスキは本部で用意する。(走行中は肩より脇にかけること)
 - (10) 選手収容車は各チーム1台認める。(10人乗り以下)収容車およびチームに関係した車輛が、レース中、当該チームと並走・伴走した場合は失格とする。(監察車が注意・指示する)
 - (11) 選手収容車の運行についての細部は監督会議において指示する。
 - (12) 選手収容車について、1区選手の収容は2区中継が全て終わってから行うこと。
 - (13) トンネル区間(2・3・4・6・7区)は、必ず蛍光色ナンバーカードを使うこと。(主催者用意)
 - (14) 上記事項に違反した場合、審判員協議のうえ、失格させることがある。
12. 繰上出発 先頭チーム通過後10分を超えた場合は、必ず繰上げ出発を行う。
13. 表彰
・団体の部 : 各部3位までに賞状・賞品 各部4位から6位までに賞状
・個人の部 : 各部の区間賞
14. その他 (1) 大会運営のために生じた障害は、応急処置は大会本部が行うが、その他 については各チームで処理するものとし、主催者は一切責任を負わない。
(2) 参加者の健康管理については、各チームが責任を持つこと。